

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成24年度修正）	修正案（平成28年度修正）
	<p>図 1-5-5 年間の降水量と気温の分布 《資料 90 市の気象の概況》</p>	
風 1-25	<p>第3 気象</p> <p>本市の気候は、関東中部の内陸性気候に支配されるため、四季を通じて気温の変化はあるが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれている。</p> <p>図 1-5-5 年間の降水量と気温の分布 《資料 90 市の気象の概況》</p>	<p>図 1-5-5 年間の降水量と気温の分布 《資料 90 市の気象の概況》</p>

流山市地域防災計画新旧対照表

現行 (平成 24 年度修正)

修正案 (平成 28 年度修正)

頁		
地 2-21	<p>第 4 地盤沈下の防止</p> <p>【環境政策課】 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水管の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下により、建築物や土木建造物等の耐震性が劣化する可能性がある。このため、地盤沈下が発生しないよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。</p> <p>1 地下水の採取規制</p> <p>地盤沈下の防止は、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。沈下の原因である地下水及びかん水汲み上げに対する規制については、法令等（工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）及び千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号））に基づき、適切な指導を行う。</p> <p>ただし、遊離場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水については、一定の条件を具備した井戸に限り設置できる。</p> <p>《資料 115》</p>	<p>第 3 地盤沈下の防止</p> <p>【環境政策・放射能対策課】 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水管の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下により、建築物や土木建造物等の耐震性が劣化する可能性がある。このため、地盤沈下が発生しないよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。</p> <p>地盤沈下の防止は、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。沈下の原因である地下水及びかん水汲み上げに対する規制については、法令等（工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）及び千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号））に基づき、適切な指導を行う。</p> <p>ただし、遊離場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水については、一定の条件を具備した井戸に限り設置できる。</p> <p>《資料 115》</p>
地 2-21		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
風 2-16	<p>第2 洪水ハザードマップの作成</p> <p>【河川課・防災危機管理課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 ・ 泉東葛飾土木事務所】</p> <p>河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップと地震ハザードマップを活用し、市民に周知する。</p> <p>1 浸水予想区域の調査把握</p> <p>市は、<u>水害による</u>被害の軽減を図るため、国や県による調査結果等をもとに、浸水予想区域の把握に努めるものとする。<u>江戸川における</u>浸水想定区域図を次頁の図に示す（<u>関東地方整備局江戸川河川事務所作成</u>）。</p>	<p>第2 洪水・<u>浸水（内水）</u>ハザードマップの作成</p> <p>【河川課・防災危機管理課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 ・ 泉東葛飾土木事務所】</p> <p>河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップと<u>浸水（内水）</u>ハザードマップを活用し、市民に周知する。</p> <p>1 <u>洪水による</u>浸水予想区域</p> <p>市は、<u>洪水</u>被害の軽減を図るため、国や県による調査結果等をもとに、<u>想定し得る最大規模の降雨を前提とした</u>浸水予想区域の把握に努めるものとする。<u>想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図が公表された後、市は、洪水ハザードマップを作成し、周知するものとする。</u></p> <p><u>なお、既に公表されている江戸川における計画の基本となる降雨を前提とした浸水想定区域図を基に市で作成した洪水ハザードマップを図2-4-1に示す。</u></p> <p>※洪水ハザードマップは、200年に一度の大雨で一級河川江戸川が増水し、万が一、市内の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を表したものです。</p>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行 (平成24年度修正)

修正案 (平成28年度修正)

(2) 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報
ア 情報の種類

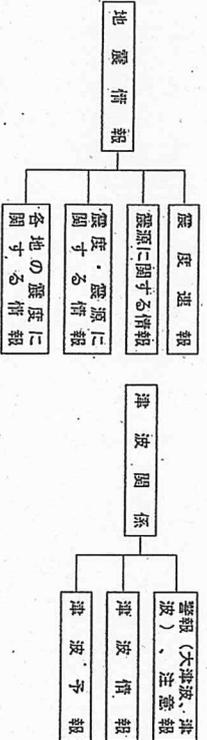


図3-2-1 情報の種類

(2) 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報
ア 情報の種類

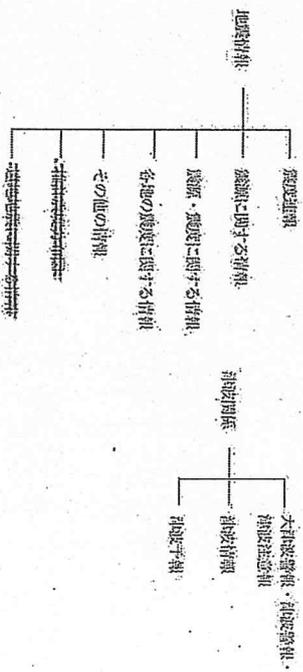


図3-2-1 情報の種類

イ 各情報の内容

表3-2-1 情報の種類

情報の種類	内容
震度速報	気象庁地震発生約1分半後、震度3以上の全国約158に区分した地域名と地震の発生時刻を速報する。千葉県地域名は、気象注意報・警報の発表区分(北西部、北東部、南部)に同じ。流山市は北西部に含まれる。この情報は、通信衛星及び放送機関等を通じて伝達される。
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。
緊急時における気象官署の措置	通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡網が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台が地震の観測結果、収集した資料、その他に基づいて、地震の情報を独自に発表することがある。

イ 各情報の内容

表3-2-1 情報の種類

情報の種類	内容
震度速報	気象庁地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名(全国約158地域に区分)と地震の発生時刻を速報する。千葉県地域名は、気象注意報・警報の発表区分(北西部、北東部、南部)に同じ。流山市は北西部に含まれる。この情報は、通信衛星及び放送機関等を通じて伝達される。
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震回数に関する情報」1で発表する。
速報地震に關する情報	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を速報30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に關しても記述して発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震の回数情報等を発表する。
推計震度分布図	観測した各地の震度データを元に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。
緊急時における気象官署の措置	通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡網が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台が地震の観測結果、収集した資料、その他に基づいて、地震の情報を独自に発表することがある。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
大-1	<p>第1章 総 則</p> <hr/> <p>。</p> <p>2 計画の構成</p> <p>流山市地域防災計画の「大規模事故災害対策編」は、「風水害等対策編」及び「<u>地震災害対策編</u>」、「複合災害対策編」と併せた <u>4</u>編構成の1編であり、その内容は「総則」と「大規模事故対策計画」の2章で構成する。</p> <p>また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき大規模事故対策の基本的事項を定めるものであり、<u>市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <hr/> <p>2 計画の構成</p> <p>流山市地域防災計画の「大規模事故災害対策編」は、「<u>地震災害対策</u>・風水害等対策編」、「複合災害対策編」と併せた <u>3</u>編構成の1編であり、その内容は「総則」と「大規模事故対策計画」の2章で構成する。</p> <p>また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき大規模事故対策の基本的事項を定めるものであり、<u>市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。</u></p>
大-2		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
複-1	<p data-bbox="397 352 819 405">第1章 総 則</p> <hr/> <p data-bbox="397 1146 581 1178">2 計画の構成</p> <p data-bbox="397 1205 1543 1278"><u>流山市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」、「複合災害対策編」の4編で構成し、本編はこのうちの「複合災害対策編」である。</u></p> <div data-bbox="596 1341 1338 1629"> <pre> graph LR A[流山市地域防災計画] --- B[地震災害対策編] A --- C[風水害等対策編] A --- D[大規模事故災害対策編] A --- E[複合災害対策編] </pre> </div> <p data-bbox="839 1654 1101 1686">図 1-1-1 計画の構成</p> <p data-bbox="397 1745 1543 1906"><u>「複合災害対策編」は、「総則」、「災害予防計画」、「応急対策計画」の3章で構成する。 また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき複合災害対策編の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。</u></p>	<p data-bbox="1567 352 1988 405">第1章 総 則</p> <hr/> <p data-bbox="1567 1146 1751 1178">2 計画の構成</p> <p data-bbox="1567 1205 2712 1325"><u>流山市地域防災計画の「複合災害対策編」は、「地震災害対策・風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」と併せた3編構成の1編であり、その内容は「総則」と「災害予防計画」、「応急対策計画」の3章で構成する。</u></p> <p data-bbox="1567 1787 2712 1906"><u>また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき複合災害対策編の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。</u></p>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
複-7	<p>第2章 災害予防計画</p> <hr/> <p>第1節 訓練及び防災知識の普及計画</p> <p>第1 防災知識の普及</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>市は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に災害が発生する可能性があることも市民等に対して周知を図る。また、その災害の組み合わせや発生の順序については多種多様に考えられることも周知する。</p> <p>複合する可能性のある災害の種類</p> <p>ア 地震災害</p> <p>イ 風水害（風害、水害、雪害、火災）</p> <p>ウ 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など</p> <p>第2 訓練の実施</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>市は、防災体制の円滑かつ迅速な確立、的確な防災知識の習得、住民・事業所との連携強化を目的として、複合災害を想定した訓練を実施する。</p> <p>なお、複合災害には様々な災害の組み合わせが考えられるとともに、単独の災害よりも被害が大きくなることが予想され、建物被害やライフライン被害、資源の制約等、より多様で広域的な障害が予想される。市は、複合災害においても臨機応変に対応できるよう、様々な災害シナリオを考慮したうえで訓練を実施する。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <hr/> <p>第1節 防災知識の普及計画</p> <p>第1 防災知識の普及</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>市は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に災害が発生する可能性があることも市民等に対して周知を図る。また、その災害の組み合わせや発生の順序については多種多様に考えられることも周知する。</p> <p>複合する可能性のある災害の種類</p> <p>ア 地震災害</p> <p>イ 風水害（風害、水害、雪害、<u>土砂災害</u>、火災）</p> <p>ウ 大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など</p> <p>第2 訓練の実施</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>市は、防災体制の円滑かつ迅速な確立、的確な防災知識の習得、住民・事業所との連携強化を目的として、複合災害を想定した訓練を実施する。</p> <p>なお、複合災害には様々な災害の組み合わせが考えられるとともに、単独の災害よりも被害が大きくなることが予想され、建物被害やライフライン被害、資源の制約等、より多様で広域的な障害が予想される。市は、複合災害においても臨機応変に対応できるよう、様々な災害シナリオを考慮したうえで訓練を実施する。</p>